

# 措置通知書

財務部 資産経営課

報告を受けた事項	措置状況
<p>3. 契約事務</p> <p>① 本庁舎・すこやかプラザ等監視及び警備業務委託契約において、佐世保市業務委託の予定価格及び最低制限価格の決定等に係る事務処理要綱第5条第1項第2号で「コンサル業務以外の業務…（算出した額に100円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。）に消費税等相当額を加算した額」を最低制限価格の算定方法とすると規定されているにもかかわらず、誤った金額を最低制限価格として設定していた。</p> <p>② 本庁舎・すこやかプラザ等監視及び警備業務委託契約ほかにおいて、佐世保市業務委託の契約事務に関する基幹要綱第7条第1項で「予定価格は、…積算価格の100円未満の端数を切り捨てた額に、消費税等相当額を加算する方法により行うものとする。」と規定されているにもかかわらず、誤った金額を予定価格として設定していた。</p>	<p>佐世保市業務委託の予定価格及び最低制限価格の決定等に係る事務処理要綱第5条第1項第2号の認識不足により、最低制限価格の設定について、100円未満の端数を切り捨てた額に消費税等相当額を加算した額とする意識がなく設定者へ依頼してしまいました。</p> <p>今後、予定価格調書には、消費税等相当額を加算前となる金額について、100円未満の端数を切り捨てた数値(00)をあらかじめ印字し、関係要綱を書き添えることで最低制限価格を適切に設定するようにしました。</p> <p>佐世保市業務委託の契約事務に関する基幹要綱第7条第1項の認識不足により、予定価格の設定について、100円未満の端数を切り捨てた額に消費税等相当額を加算した額とする意識がなく設定者へ依頼してしまいました。</p> <p>今後、予定価格調書には、消費税等相当額を加算前となる金額について、100円未満の端数を切り捨てた数値(00)をあらかじめ印字し、関係要綱を書き添えることで予定価格を適切に設定するようにしました。</p>

# 措置通知書

財務部 市民税課

報告を受けた事項	措置状況
<p>1. 収入事務</p> <p>① 所得課税証明において</p> <p>ア 佐世保市財務規則第 78 条第 1 項で「出納員等が、歳入金を受納したときは、…その日又はその翌日までに公金銀行等に払い込まなければならない。」と規定されているにもかかわらず、払い込みが遅れているものがあった。</p> <p>イ 佐世保市財務規則第 75 条第 2 項で「出納員等は…収納したときは…領収書を納人に交付しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、受領日と異なる日付で領収書を発行しているものがあった。</p>	<p>ア及びイについては同一案件で、令和 3 年 5 月 7 日から発行可能となる令和 3 年度の所得課税証明書を同月 6 日に当課窓口で当該証明の名宛人代理人の方が請求された事案です。</p> <p>証明書は翌日から発行が可能なもので、その旨代理人の方にも説明しましたが、代理人は市外在住者であり翌日の来庁が難しいとのことで、関係規則等も認識していましたが、請求人の事情等を考慮し、やむなく令和 3 年 5 月 6 日に窓口において証明請求の申請書および証明手数料を現金で受領しました。</p> <p>証明書発行は令和 3 年 5 月 7 日（金）に行い、7 日に金銭登録機を通じて手数料歳入として処理し、7 日付のレシートを発行し、7 日受領の他の証明手数料と共に 7 日付の調定を起票し、10 日（月）に公金銀行に払い込みました。</p> <p>地方自治法第 231 条において、普通地方公共団体の歳入を収入するときは調定をしなければならないと規定されており、佐世保市財務規則第 62 条では、納入の請求の理由の正誤等を調査確認のうえ調定しなければならないと規定されています。</p> <p>佐世保市手数料条例第 3 条において、手数料は、申請又は交付の際徴収することとされていますが、5 月 6 日の時点では証明発行ができないので、その時点では納入の請求の理由の正誤を判断できないと判断し、手数料として現金を受領しても、調定のない現金は公金として収納できないと考えて上記のような処理をしたものです。</p> <p>なお、本件に係る現金は、地方自治法施行令第 168 条の 7 第 1 項に該当するものではないため、歳計外現金として市が保管する根拠がなく、歳計外現金とすることも適当ではありません。</p> <p>そこで、今後は、証明発行期日前や証明発行システムの故障等により申請時点での証明発行はできないが、申告の有無等証明発行に必要な条件を満たしていることが確認でき、後日の証明発行が担保できると判断した場合について</p>

は、納入の請求の理由の正誤等が一定確認できているものとして、証明請求の申請時点であっても請求書を受領するとともに証明書の交付に対する手数料である現金を受領し、受領時点で証明手数料として調定を起票し、収入することとします。

## 2. 支出事務

- ① 会計年度任用職員の通勤手当が誤支給となっているものがあった。

支給明細書等の確認漏れによるものです。過支給が2件あり、いずれも任用期間が、令和3年1月12日から令和3年5月14日までとなっていたため、費用弁償の考えに基づき、3か月定期代+1か月定期代を支給すべきところでしたが、1か月定期代ではなく3か月定期代を支給していたものです。

過支給分については、令和3年10月6日及び同月13日にそれぞれ返納済みです。

今後は同じ誤りを繰り返さないよう、支給明細書発行時に任用期間も確認し、過支給を防止します。